

# 北海道胆振東部地震の被害を受けた小規模事業者の皆様へ

中小企業庁 平成30年度被災地域販路開拓支援事業

小規模事業者持続化補助金

＜北海道胆振東部地震対策型＞

北海道胆振東部地震により、事業用資産が直接被災した、もしくは売上減の間接被害が生じた、北海道内の小規模事業者を対象に

- 早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むにあたり、**経営計画に基づいて実施する販路開拓**の取り組みに対し

**100万円**または**50万円**を上限とする補助金  
(補助率:2/3)が受けられます。

- 補助対象者は、北海道内に所在する、同地震の被害を受けた小規模事業者。  
\*間接被害の場合、売上減少を行政機関が証した書面の添付が必須(詳細は公募要領を参照)
- 厚真町・安平町・むかわ町の事業者は上限100万円、他176市町村の事業者は上限50万円。  
ただし「地域の観光需要の回復・増大に寄与する取組」は上限100万円に引き上げ。  
\*引き上げを希望する場合、地元市町村の交付する推薦書の添付が必須(詳細は公募要領を参照)
- 複数の事業者が共同で申請することも可能。この場合、上限は100万円～500万円または1000万円。\*連携小規模事業者の所在地や事業者数により異なる(詳細は公募要領を参照)。
- 申請書類に基づく審査の結果、採択を受けた事業者が補助金交付の対象となります。

- 補助金交付決定日から遡って**平成30年9月6日以降に発生した費用についても補助対象経費に計上可能**です。

(注)当該費用による取組が、補助事業計画に盛り込まれていることが必要。

- 経営計画や補助事業計画の作成、販路開拓の実施にあたって、**商工会議所の指導・助言**を受けられます。

## 《対象となる取組の一例》

- ・店舗再建の間の売上確保と常連客の維持のために、移動販売車を導入してケータリング事業を開始
- ・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装器を導入
- ・営業再開を知らせるチラシを作成・配布

**【注意】本補助金の支援対象は販路開拓の取組であり、事業再建・販路開拓とは関係のない復旧、買い替え費用に対する補助ではありません。**

お問い合わせ先

岩見沢商工会議所

電話:0126-22-3445

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-1691 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

※お問い合わせの際は「**北海道胆振東部地震対策型**」とお伝えください

URL:<https://h30h.jizokukahojokin.info/hokkaido/>

## 【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

### ◆補助対象者

北海道内に所在する小規模事業者のうち、平成30年北海道胆振東部地震により

①事業用資産に直接の被害を受けた者

\* 同地震発生(平成30年9月6日)の時点で事業を行っていない創業予定者は対象外

②売上減少の間接被害を受けた者

\* 申請時に、売上減について行政機関が証した書類の添付が必要)

※小規模事業者とは、常時使用する従業員数が下記条件に合致する商工業者を指します。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

### ◆対象となる事業

事業再建に向けた経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓のための事業

### ◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、

借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

### ◆補助率・補助額

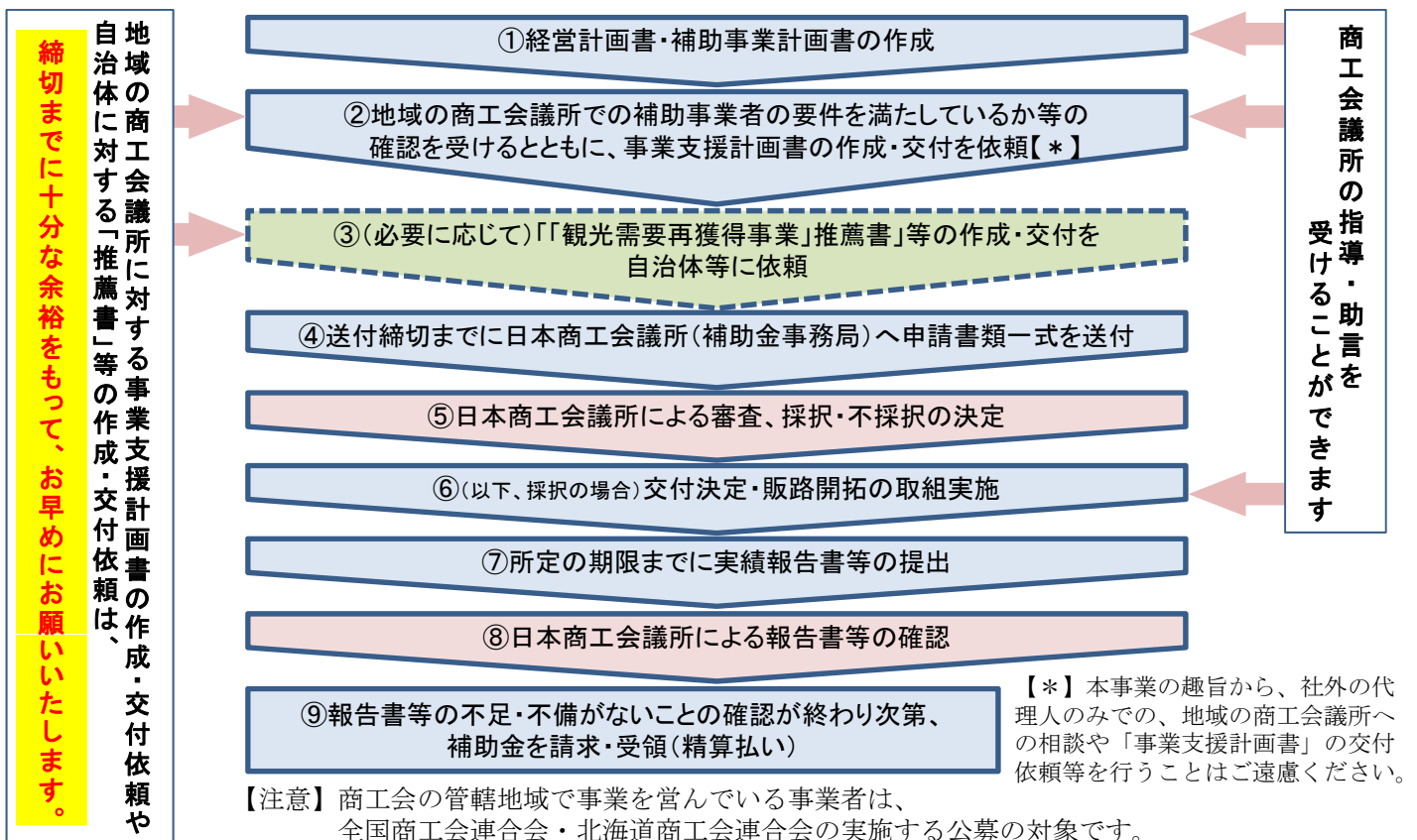
・補助率 補助対象経費の2/3以内

・補助額 厚真町・安平町・むかわ町: 上限100万円 / 前掲の3町を除いた176市町村: 上限50万円

\* 「地域の観光需要の回復・増大に寄与する取組」として市町村が推薦する事業については、上限100万円に引き上げ。

\* 複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円または1000万円です。

### ◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



### ◆手続きの期限等

1. 申請受付開始	平成31年2月5日(火)
2. 日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記④)	平成31年4月10日(水) 【当日消印有効】
3. 採択結果公表(予定)	平成31年6月頃
4. 補助事業の実施期限【特例】	平成30年9月6日(木)～平成31年12月31日(火)